

不利益処分 / 処分基準 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(2) 所管行政庁は、認定計画実施者（法第 5 条第 3 項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた分譲事業者に限る。）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、法第 9 条第 1 項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	計画の認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。 (1) 認定計画実施者が法第 13 条 (改善命令) の規定による命令に違反したとき。 (2) 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日